## 令和3年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公 社 等 の 名 称 : 公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位:円)	随意契約とした理由等		初约武监如县
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	- 契約所管部局 - 課(室)名
1	新規参入者確保相談・ 指導事業委託業務	林業への新規参入希望者の相談・指導 や、労働条件等の総合的な情報の収集・ 提供	6, 023, 600	第167条の2第1項 第2号	(公社) 宮崎県林業労働機械化センターは、 林業労働に関して幅広い知識と技術ををもするとともに、「林業労働力の確保の促進労働力を るとともに、「林業労働力の社会体業労働力 確保支援センターとして本県で唯一指定さる。 業務は、新規参入者の確保相談や指導を 実施するものであり、前述のとおり林きな 実施可に精通している当該法人にしかできない 業務であることから、当法人と随意契約を締結することとしたものである。	環境森林部 山村・木材振興 課
2	業 (新規就業情報発信 事業、労働安全衛生管	林業就業に関する情報 発信や、林業就業希望者 を対象とした就業相談会 の開催、林業事業主等に 対する労働安全衛生管 理体制についての指導 等	10, 382, 900	第167冬の9第1百	(公社) 宮崎県林業労働機械化センターは、 林業労働に関して幅広い知識と技術をを有するとともに、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第11条で規定される林業労働力確保支援センターとして本県で唯一指定されている。 当業務は、林業労働力の確保に関する法律に基づく改善計画の作成指導時に精通こととを密接に関わり、林業労働部門に精通こととを密接に関わり、林業の世界では、当法人にしかできない業務であるとしたものである。	環境森林部 山村・木材振興 課